

令和7～9年度 公立大学法人横浜市立大学 学生健康診断等業務委託仕様書【共通】

1 件名

令和7～9年度 公立大学法人横浜市立大学 学生健康診断等の実施に係る業務

2 趣旨

本仕様書は、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）が実施する、学校保健安全法に基づく学生健康管理及び疾病の早期発見・予防のための健康診断等（以下「健診等」という。）の業務を委託する場合の仕様を示すものであり、これに規定のない事項については、（法人）委託契約約款（以下、「約款」という。）を適用し、約款に規定のない事項については、法人の指示を受けて行うものとする。

3 委託する業務

学生に関する以下の実施及び結果管理に関する業務とする。ただし、詳細については各業務の仕様によるものとする。

- (1) 定期健康診断
- (2) 電離放射線健康診断
- (3) 心電図検査
- (4) B型肝炎抗原抗体検査及びB型肝炎ワクチン接種
- (5) T - スポット.TB 検査
- (6) 小児感染症(4種類)抗体価検査

4 業務仕様

(1) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

(2) 履行場所

法人施設及び受託者の指定する施設

(3) 契約

ア 契約期間は3年間とする。

イ 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税法によって定められた消費税額を加算した額とする。

ウ 契約は概算数量契約とする。

エ 本件業務の契約に係る費用の一切は受託者の負担とする。

(4) 完了検査及び請求・支払い

受託者は、四半期ごとに業務完了報告書を添えて、実施人数に基づく請求を行い、法人の検査を受けなければならない。法人は適法な請求書の受理によりこれを支払うものとする。ただし、完了報告書及び請求書は、以下のとおり作成するものとする。

ア 上記3（1）、（3）～（6）（定期健康診断・心電図検査等）
全対象者分

イ 上記3（2）（電離放射線健康診断）

金沢八景キャンパス、福浦キャンパス、鶴見キャンパスの各所属別

(5) 実施体制

ア 人員の配置

- (ア) 事前及び当日業務を総括する責任者を配置すること。
- (イ) 検査・診察は、資格を要する項目は有資格者、それ以外については知識・技術に熟練する者をもって実施すること。
- (ウ) 検査・診察従事者の他に、安全に、かつ設定時間内に業務が終了するよう、受付・誘導・受診票及び個人票の配付回収、自己負担金徴収業務等に必要な人員を配置すること。

イ 事前準備及び実施

- (ア) 使用する帳票類について、法人との十分な協議により作成すること。
- (イ) 検査項目及び内容を確実に把握し、未実施の項目が発生しないようにすること。
- (ウ) 使用する資機材（消耗品を含む）は受託者が用意し、廃棄・撤収まで行うこと。
- (エ) 実施にあたり、医療事故等のないよう安全に十分留意すること。
- (オ) 事故等の発生の際は、速やかに法人に報告のうえ、必要な対応を行うこと。
- (カ) 検査方法に関する留意点（別表1）に留意して行うこと。
- (キ) 受診者のプライバシー確保に十分に配慮すること。
- (ク) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他適切な対応を行うこと。

ウ 実施後

- (ア) 掲示物を含む会場の準備、片付け、廃棄物処理、健診終了後の原状回復を行うこと。
- (イ) 当日の受診者数を集計し、法人に報告すること。
- (ウ) 結果の判定は、法人の指定する方法（別表1及び3）を参考とすること。
ただし、電離放射線健康診断については、受託者の通常用いる指標により行うものとする。
- (エ) 「緊急連絡所見表（別表3）」に該当する者がいた場合には、法人に対し、各業務の仕様において規定する期日までに連絡すること。
- (オ) 各業務の実施結果等について、各業務の仕様及び「成果物及び出力帳票一覧（別表2）」のとおり提出すること。
- (カ) その他電算処理等については、法人と協議のうえ進めるものとする。

エ その他

- (ア) 法人の指示のもと、十分な調整によって業務を遂行すること。
- (イ) 法人施設における健診・検査業務の実施場所は、法人が調整・確保するものとする。
- (ウ) 法人施設における健診・検査に係る電気代等の経費については、法人が負担する。
- (エ) 正当な理由で実施日に受診できなかった者に対しては、法人と調整のうえ、受託者の指定場所で実施すること。

(6) 法定外項目について

法人は、法定外項目の受診に当たっては、あらかじめ受託者から法人へその結果が報告されることを対象者に十分周知するものとする。

(7) 健診結果等の保存

受託者は、各種健康診断の結果の記録、エックス線データ及び心電図記録等を診療情報として法定年限保存し、法人の要請により契約終了後であってもいつでも貸出等を行えるようにすること。

(8) 本契約業務に関する各種帳票書類の出力・データ集計等

ア 受託者は、別途定める項目について帳票書類を出力、またデータ集計等を行い、指定した期日までに提出するものとする。

イ 法人は、前項の業務を行うために必要なデータ（令和4～令和6年度分）を受託者に貸与するものとする。

(9) 資料等の提供・返還

ア 受託者は、法人に対し本件業務を行うために必要な情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「資料等」という。）の貸与を要求できるものとする。

イ 前項により、受託者が資料等の提供を受けたときは、法人に対し、提供を受けた資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。

ウ 受託者は、本件業務を行わなくなった場合は、法人から提供を受けた資料等を速やかに返還しなければならない。ただし、法人が別に指示したときは、それに従うものとする。

エ 法人は、前項により資料等の返還を受けたときは、受託者に対し、返還を受けた資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。

オ 本項は、受託者が本件業務を行う上で不要となった資料等についても準用する。

(10) 安全確保上の問題への対応

ア 受託者は、次の各号に掲げる事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を法人に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

(ア) 委託業務の実施に関わる事故

(イ) 学生（受診者及び受検者）の個人情報の漏えい、滅失又は棄損

(ウ) 健診データ等の管理システムに関する障害

(エ) その他、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案

イ 受託者は、前項(イ)その他の個人情報の安全確保に係わる場合には、直ちに法人に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する法人の指示に従わなければならない。

ウ 受託者は、事案の内容、影響に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係わる本人の対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む）等の措置を法人と協力して講じなければならない。

(11) 電算システムの開発

受託者は、健診結果を法人の指定する方法で提出するために、システムのプログラム開発が必要である時は、契約締結後早急に開発計画を法人に提供するとともに、受託者の費用で開発を行わなければならない。

(12) 個人情報の取扱

ア 本業務の実施に関わる個人情報の取り扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

イ 契約時及び次年度以降年1回の研修実施報告書、個人情報保護に関する誓約書を提出

すること。

- ウ 受託者は、個人情報保護条例第 17 条に基づき、本件業務に関する個人情報の漏えい、滅失、棄損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本契約終了後も同様とする。

(13) 法令遵守

受託者は、本件業務を履行するに当たっては関係法令を遵守すること。

(14) その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、法人と協議のうえ決定すること。

5 各業務及び基準値表等

- (1) 定期健康診断【各業務 1】 5 ページ
- (2) 電離放射線健康診断【各業務 2】 8 ページ
- (3) 心電図検査【各業務 3】 10 ページ
- (4) B型肝炎抗原抗体検査及びB型肝炎ワクチン接種【各業務 4】 12 ページ
- (5) T - スポット.TB 検査【各業務 5】 14 ページ
- (6) 小児感染症(4 種類)抗体価検査【各業務 6】 16 ページ
- (7) 検査方法及び判定基準値【別表 1】 18 ページ
- (8) 成果物及び出力帳票一覧【別表 2】 20 ページ
- (9) 心電図緊急連絡所見表【別表 3】 22 ページ

令和7～9年度 学生定期健康診断業務委託仕様書

1 趣旨

学校保健安全法第13条に基づき、学生定期健康診断（以下「健診」という。）を実施する。

2 委託する業務の範囲

- (1) 健診に必要な資機材及び人員の準備、配置
- (2) 健診の実施（健診会場の準備、片付け、廃棄物処理等を含む）
- (3) 健診結果の判定、報告
- (4) 健診結果及び胸部エックス線データの保存、管理
- (5) 健診結果に関する各種帳票類の作成、データ集計及び報告

3 対象者

本学学部生及び大学院生（研究生・科目等履修生を除く）

4 業務履行場所及び実施予定時期

詳細な日時については、法人との事前打ち合わせにより決定するものとする。

- (1) 金沢八景キャンパス 5日間（4月）
- (2) 福浦キャンパス 3日間（4月）
- (3) 鶴見キャンパス 1日間（4月）
- (4) 秋期入学生に対しては、法人と調整のうえ、受託者の指定場所で行うこと。

5 健診項目

- (1) 既往歴及び現病歴の調査
- (2) 医師の診察
- (3) 身長・体重
- (4) 視力（裸眼及び矯正）
- (5) 聴力（会話域）
- (6) 胸部エックス線検査 直接撮影
- (7) 血圧
- (8) 尿検査（蛋白・糖・潜血）
- (9) 心の健康に関する問診

6 実施方法

(1) 事前準備

- ア 受託者は、事前配布用及び二次検査用の採尿容器について、法人が指示した個数を期日までに各キャンパスに納品する。
- イ 法人は、対象者名簿を作成し、受託者に貸与する。期日は法人と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

(2) 会場設営

- ア 各キャンパス会場の利用条件に従い、法人と協議のうえ、受診者の動線や感染対策に配慮し危険のないように設営すること。
- イ 各健診実施場所の設営にあたっては、十分なプライバシー配慮に努めること。
- ウ 健診業務に必要な機材及び物品、消耗品は受託者が用意・処分すること。
- エ 各健診実施場所の撤去にあたっては、使用前の状態に回復すること。

(3) 受付

- ア 受託者は、受付前案内担当要員を配置し、健診前に採尿できていない受診者に対し、健診前の採尿容器の配布と採尿説明を行うこと。
- イ 受託者は、健康診断業務責任者を配置し、健診会場内が混雑しないよう調整（混雑時の入場制限や整理及び誘導）を行うこと。また、会場内の受診者の動線や感染対策に配慮し、ブース内の混雑が見られる場合は、健診担当者の配置の調整等を行うこと。

(4) 健診項目別の実施方法及び総合判定

検査方法及び判定基準値（別表 1）のとおりとする。ただし、特に指定のない項目については、受託者が通常用いる検査方法及び判定基準を用いるものとする。総合判定は、受託者が各健診項目の検査結果を総合的に判断したものとする。

7 健診結果データの処理

- (1) 受託者は再検査及び要受診者について、法人に対し翌営業日までに（受診者の健康に重大な支障を生ずる恐れがあり、緊急の対応を要する結果を認めた場合は、判明次第速やかに）対象者の受診票の PDF データを添えて報告するものとする。ただし、胸部エックス線検査で要精査となった場合は、結果が判明次第、速やかに撮影データを添えて報告すること。
- (2) 報告を要する対象者は、以下のとおりとする。

ア 再検査対象

(ア) 血圧

収縮期血圧 140mmHg 以上または拡張期血圧 90 mmHg 以上の場合

(イ) 尿検査

蛋白（＋）、糖（＋）、潜血（＋）以上

ただし、「生理中で尿潜血（＋）以上のみ」の場合、再検査は学部生 4 年生及び医学部医学科 6 年生、大学院生のみを対象とする。

イ 要精査（受診）対象

(ア) 身体的所見（医師の診察による）

心雑音、不整脈、甲状腺腫大等

ただし、アトピー性皮膚炎・扁桃腺肥大は除外とする。

(イ) 胸部エックス線検査

異常所見ありと判定された者

- (3) 受診票の健診結果の判定等の記入は、以下のとおりとする。

- ア 医師診察所見欄に医師がレ点を記入したものについて「異常なし」とする。
アトピー性皮膚炎・扁桃腺肥大の記載がある場合は「異常なし」とする。
- イ 胸部所見欄

(ア) 所見がない場合は、「異常なし」と記入する。

(イ) 所見がある場合は、所見を明記し、併せて健診結果欄に異常所見を図式した胸型を記載または貼付する。

ウ 健診結果欄

(ア) 「異常なし」又は「二次検査」のいずれかに○をつける。

(イ) 再検査及び要精査（受診）の対象項目がある場合は、赤字または赤スタンプで明記する。

(4) 指定の成果物及び出力帳票類（別表 2）を健診終了後 10 営業日以内に納品すること。

(5) 胸部エックス線デジタル撮影等の検査結果データは、受託者において 5 年間保管し、委託者の照会等に応じて貸出できるよう整理すること。

令和7～9年度 学生電離放射線健康診断業務委託仕様書

1 趣旨

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）第23条に基づき、該当学生に対する電離放射線健康診断（以下「健診」という。）を実施する。

2 実施する委託の範囲

- (1) 学生電離放射線健康診断受診票（以下「受診票」という。）の作成
- (2) 健診に必要な資機材及び人員の準備、配置
- (3) 健診の実施（健診会場の準備、片付け、廃棄物の処理等を含む）
- (4) 健診結果の判定、報告
- (5) 健診結果データの保存、管理
- (6) 健診結果に関する各種帳票類の作成、データ集計及び報告

3 対象者・履行場所・実施予定期間

対象者 ※1	履行場所	実施予定期間 ※2
金沢八景キャンパス、福浦キャンパス、舞岡キャンパスに所属する学生のうち、法に規定する放射線業務従事者	福浦キャンパス	毎年度4月（学生定期健康診断実施日）
鶴見キャンパスに所属する学生のうち、法に規定する放射線業務従事者	鶴見キャンパス	毎年度4月（学生定期健康診断実施日）
上記のうち、指定日に受診できなかった者	受託者の指定場所	毎年度4月～翌年2月末日まで随時

※1 対象者は、法施行規則第22条第1項（6）に定める、検査または健診の一部省略を適用し、下記のとおりとする。

- (1) 新規学生（放射線管理区域に初めて立ち入る学生）は、全員を対象とする。
- (2) 継続学生（過去1年間に電離放射線健康診断の受診歴のある学生）は、学校医の問診により、健診が必要と認めた者を対象とする。

※2 詳細な日程については、法人との事前打ち合わせにより決定するものとする。

4 健診項目

(1) 問診

ア 被ばく歴の有無

イ 被ばく歴がある場合、次の項目についても問診を行う。

(ア) 作業場所、作業内容、作業期間

(イ) 放射線障害の有無

(ウ) 被ばくに関する事項

(エ) 自覚症状の有無

(2) 検査項目

ア 血液検査

- (ア) 白血球数
- (イ) 白血球百分率
- (ウ) 赤血球数
- (エ) 血色素量
- (オ) ヘマトクリット値

イ 診察

- (ア) 水晶体の混濁の有無
- (イ) 皮膚所見

5 実施方法

(1) 事前準備

- ア 受託者は、法に定める項目を網羅した受診票を作成し、指示した部数を期日までに納品する。
- イ 法人は、対象者名簿及び過去に受診歴のある学生の受診票を受託者に貸与する。期日は、法人と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

(2) 健診項目別の実施方法

ア 受付

- (ア) 受診票の記入について説明及び確認を行い、記入漏れがある場合には受診者に記入を指示する。
- (イ) 受診者の動線が滞らないよう、整理及び誘導を行う。
- イ 実施方法については、「検査方法及び判定基準値」（別表１）のとおりとすること。

(3) 健診結果データの処理

- ア 受託者は、緊急連絡を要する対象者について、法人に対し、翌営業日までに（受診者の健康に重大な支障を生ずる恐れがあり、緊急の対応を要する結果を認めた場合は、判明次第速やかに）緊急連絡票を用いて報告するものとする。
- イ その他、指定の「成果物及び出力帳票一覧」（別表２）のとおりとすること。
- ウ 再検査となった場合は、法人と調整のうえ受託者の指定場所で検査を実施するものとする。

令和7～9年度 学生心電図検査業務委託仕様書

1 趣旨

本学での活動のうち、より心臓に負担のかかる運動部に新たに加入する学生等に対し、心電図検査を実施する。

2 委託する業務の範囲

- (1) 心電図検査受診票（以下「受診票」という。）の作成
- (2) 心電図検査に必要な資機材及び人員の準備、配置
- (3) 心電図検査の実施（検査会場の準備、片付け、廃棄物の処理等を含む）
- (4) 心電図検査結果の判定、報告
- (6) 心電図検査結果データの保存、管理
- (7) 心電図検査結果に関する各種帳票類の作成、データ集計及び報告

3 対象者

- (1) 運動部連合会所属の運動部に新たに加入した学生
- (2) 学校医が必要と判断した学生

4 業務履行場所

金沢八景キャンパス

5 実施予定日

毎年6月上旬とし、詳細な日程は法人との事前打ち合わせにより決定するものとする。
また、正当な理由で検査日に受診できなかった学生に対して、法人と調整のうえ受託者の指定場所で検査を実施するものとする。

6 実施方法

(1) 事前準備

- ア 法人は、受診予定人数をあらかじめ受託者に通知する。
- イ 受託者は、法人が指示した項目を網羅した受診票を作成し検査当日に必要な数を持参する。

(2) 受付

対象者の確認及び受付は、法人が行うものとする。

(3) 受診票の確認及び誘導

- ア 受託者は、受診票の記入内容を確認し、不備のある場合は受診者に記入を指示する。
- イ 受託者は、誘導の要員を配置し、受診者の動線が滞らないよう整理・誘導を行う。

(4) 検査場所

- ア 待合スペースと検査台の間には衝立を設けるなど、プライバシーの確保に留意すること。
- イ 男性と女性で検査スペースを分離し、検査機器は各2台（計4台以上）用意すること。
- ウ 同一室内で複数の検査台を用いる場合は、衝立を置くなど視線を遮断しプライバシーを

確保すること。

(5) 検査実施方法及び判定基準

「検査方法及び判定基準値」(別表1)のとおりとすること。

7 結果報告

- (1) 受託者は、緊急の対応を要する結果を認めた場合は、判明次第速やかに対象者の受診票及び所見を記載した検査記録用紙の写しを添えて報告するものとする。
- (2) その他、指定の「成果物及び出力帳票一覧」(別表2)のとおりとすること。

令和7～9年度 B型肝炎抗原抗体検査及びB型肝炎ワクチン接種業務委託仕様書

1 趣旨

臨床実習等で血液・体液等に曝露する可能性がある医学部学生に対し、感染予防のためB型肝炎抗原抗体検査及びワクチン接種を実施する。

2 委託する業務の範囲

- (1) B型肝炎抗原抗体検査及びワクチン接種個人票（以下「個人票」という。）及びワクチン接種問診票（以下「問診票」という。）の作成
- (2) 検査・予防接種に必要な資機材及び人員の準備、配置
- (3) 検査・予防接種の実施（会場の準備、片付け、廃棄物の処理等を含む）
- (4) 検査結果の判定、報告
- (5) 検査結果及び予防接種データの保存、管理
- (6) 検査結果及び予防接種帳票類の作成、データ集計及び報告

3 対象者

- (1) B型肝炎抗原抗体検査
 - ア 医学部医学科1年生及び看護学科1年生(入学時)
 - イ B型肝炎ワクチンを接種した者
- (2) B型肝炎ワクチン接種
検査結果が陰性及び基準値未満であった者
ただし、接種は3回で1クールとし、上限を2クールまでとする。

4 業務履行場所及び実施予定時期

詳細な日程については、法人との事前打ち合わせにより決定するものとする。

また、正当な理由で検査日に受診できなかった学生に対して、法人と調整のうえ受託者の指定場所で検査を実施するものとする。

- (1) 入学時B型肝炎抗原抗体検査
金沢八景キャンパス 2日間（4月学生定期健康診断実施日）
小児感染症抗体価検査及びT-スポット、TB検査も同時に実施するものとする。
- (2) B型肝炎ワクチン接種後の抗原抗体検査
福浦キャンパス 1日間（12月予定）
- (3) B型肝炎ワクチン接種
福浦キャンパス 各1日（5月・6月・10月予定）

5 実施方法

- (1) 事前準備
 - ア 受託者は、法人の指定する項目を網羅した個人票及び問診票を作成し、法人の指定する

部数を期日までに納品すること。

- イ 法人は、対象者名簿を作成し、受託者に貸与する。期日は、法人と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

(2) 受付

ア 法人は、個人票・問診票の配布及び記載の指示を行う。

- イ 受託者は、名簿との照合及び検体容器またはワクチンロット番号等の確認を行う。入学時は他検査と同日に実施するため、対象者の確認を確実にし、不要な受診や実施洩れが生じないように、特に留意すること。

(3) 検査方法

「検査方法及び判定基準値」(別表1)のとおりとする。ただし、特に指定のない項目については、受託者が通常用いる検査方法を用いるものとする。

6 結果報告

「成果物及び出力帳票一覧」(別表2)のとおりとすること。

令和7～9年度 T-スポット.TB 検査業務委託仕様書

1 趣旨

医学部学生に対し、結核の感染及びまん延防止のためT-スポット.TB 検査を実施する。

2 委託する業務の範囲

- (1) 検査に必要な資機材及び人員の準備、配置
- (2) 検査の実施（会場の準備、片付け、廃棄物の処理等を含む）
- (3) 検査結果の判定、報告
- (4) 検査結果データの保存、管理
- (5) 検査結果帳票類の作成、データ集計及び報告

3 対象者

医学部医学科1年生及び看護学科1年生

4 業務履行場所

金沢八景キャンパス

5 実施予定日

4月の学生定期健康診断実施日のうち2日間とし、詳細な日程は法人との事前打ち合わせにより決定するものとする。

なお、小児感染症(4種類)抗体価検査及びB型肝炎抗原抗体検査も同時に実施するものとする。

また、正当な理由で検査日に受診できなかった学生に対して、法人と調整のうえ受託者の指定場所で検査を実施するものとする。

6 実施方法

(1) 事前準備

法人は、対象者名簿を作成し、受託者に貸与する。期日は法人と受託者が協議のうえ、定めるものとする。なお、検査に係る問診票の作成及び配付は法人が行う。

(2) 受付

他検査と同日に実施するため、対象者の確認を確実に行之、不要な受診や実施洩れが生じないよう特に留意すること。

(3) 検査方法

「検査方法及び判定基準値」(別表1)のとおりとする。

- (4) 判定保留・判定不能となった場合は、法人と調整のうえ受託者の指定場所で検査を実施するものとする。

7 結果報告

- (1) 受託者は、判定保留・判定不能・陽性者について、判明次第速やかに対象者の問診票及び検査結果を添えて報告するものとする。
- (2) 個人結果通知書
結果の見方を記した資料とともに、個別に封緘した状態とし、学籍番号順に揃えたうえ、実施後 10 営業日をめどに納品すること。ただし、B型肝炎抗原抗体検査及び小児感染症(4種類)抗体価検査を同時実施した者については、結果をすべて同封とすること。
- (3) その他、「成果物及び出力帳票一覧」(別表 2) のとおりとすること。

令和7～9年度 小児感染症（4種類）抗体価検査業務委託仕様書

1 趣旨

医学部学生に対し、感染及びまん延防止のため、小児感染症（麻疹・風疹・おたふくかぜ（ムンプス）・水痘）抗体価検査を実施する。

なお、検査に係る費用は受診者の自己負担とし、採血料及び事務費を法人負担とする。

2 委託する業務の範囲

- （1）小児感染症（4種類）抗体価検査に必要な資機材及び人員の準備、配置
- （2）検査の実施（会場の準備、片付け、廃棄物の処理等を含む）
- （3）検査結果の判定、報告
- （4）検査結果データの保存、管理
- （5）検査結果帳票類の作成、データ集計及び報告

3 対象者・業務履行場所・実施予定日

対象者	履行場所	実施予定期間 ※
（1）医学部医学科1年生 看護学科1年生	金沢八景キャンパス	毎年度4月 （学生定期健康診断実施日）
（2）医学部医学科3年生	福浦キャンパス	毎年度4月 （学生定期健康診断実施日）

※詳細な日程は、法人との事前打ち合わせにより決定するものとする。また、（1）はB型肝炎抗原抗体検査及びT-スポット、TB検査と同時実施とする。

また、正当な理由で検査日に受診できなかった学生に対して、法人と調整のうえ受託者の指定場所で検査を実施するものとする。

4 実施方法

（1）事前準備

法人は、対象者名簿を作成し、受託者に貸与する。期日は法人と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

（2）受付

- ア 対象者であることを確認後、受診者から自己負担分を徴収し領収書を交付すること。
- イ 他検査と同日に実施するため、対象者の確認を確実に言い、不要な受診や実施洩れが生じないよう特に留意すること。

（3）検査方法

「検査方法及び判定基準値」（別表1）のとおりとする。

5 結果報告

（1）個人結果通知書

結果の見方を記した資料とともに、個別に封緘した状態とし学籍番号順に揃えたうえ、上

記3（1）該当分は保健管理センター、3（2）該当分は福浦キャンパスに実施後10営業日をめどに納品すること。

ただし、Tースポット.TB 検査及びB型肝炎抗原抗体検査を同時実施した者については、結果をすべて同封とすること。

（2）その他、「成果物及び出力帳票一覧」（別表2）のとおりとすること。

検査方法及び判定基準値

【共通】採血業務

項目	実施方法
(1) 採血	ア 採血者は使い捨て手袋を着用し、受診者ごとに交換すること。 イ 採血量は、各検査の最小必要量とする。 ウ 止血を確実にすること。 エ 採血に際し、受診者に体調不良が起こった場合の対応として休養スペースを確保すること。 オ 事故があった場合は、速やかに対応措置を講じ、委託者に報告を行うこと。

1 定期健康診断

項目	実施方法
(1) 医師診察	ア 診察に従事する医師は、女性の受診者に対しては女性の医師とする。 イ 診察の際には、他の受診者に診察の内容が聞こえないよう、留意すること。 ウ 問診・視診・聴診・必要に応じて触診を行う。 エ 受診票に記載された既往歴等について留意のうえ診察を実施し、必要な者に対して医学的助言指導を行い、その内容を受診票に記入する。 オ 異常なしの場合、医師は受診票の医師診察所見欄にレ点を記入する。 カ アトピー性皮膚炎・扁桃腺肥大の場合は所見があっても判定は「異常なし」とする。 キ 異常ありの場合、医師は受診票の医師診察所見欄に「心雑音」「不整脈」「甲状腺腫大」「貧血」等の所見を記入する。 キ 医師が記入したものは、清書することなくそのまま提出すること。
	基準値 心雑音、不整脈、甲状腺腫大等 ただし、アトピー性皮膚炎及び扁桃腺肥大は対象としない。
(2) 身体計測	ア 身長・体重計はデジタルとする。 イ 体重計は、計量検定に合格したものとする。 ウ 身長はcm、体重はkgを単位とし、小数点以下第1位まで求めるものとする。 エ 体重測定にあたっては衣服の重さを考慮し、6月から9月までは0.5kg、10月から5月までは1.0kgを測定値から差し引くものとする。 オ 身長・体重測定の際には、他の受診者に計測結果が見えないよう、かつ聞こえないよう計器の設置場所等に留意すること。 カ 肥満の指標として、肥満度及びBody Mass Index(BMI)を用いること。
(3) 視力	ア 視機能検査機（スクリーノスコープ等）を用いる。 イ 遠方視力を左右片眼について、裸眼及び矯正視力を検査する。 ウ コンタクトレンズ使用者については、裸眼視力は自己申告で可とする。 エ 0.1以下の場合は0.1以下として記録する。 オ 検査の都度、アルコール綿等で接触部分をクリーニングすること。
(4) 聴力	ア 会話域での測定とする。 イ 異常がある場合は、受診票に記載された既往歴等について留意のうえ診察を実施し、必要な者に対して医学的助言指導を行いその内容を受診票に記入する。
(5) 胸部X線検査	ア 胸部検診車による直接撮影またはデジタル撮影とし、健診の最後に行うこと。 イ フィルム番号は受託機関で使用する番号とする。 ウ 増感紙は高鮮鋭度用のものとする。 エ エックス線写真のコントラスト、黒化度、鮮鋭度等については診断に適した、一定基準以上のものとなるようにすること。 オ エックス線写真には、氏名・撮影月日・フィルム番号を入れること。 カ 撮影は、原則として上半身脱衣または白等の無地Tシャツのみで行うものとし、必要に応じて着用させるための清潔な検査着を用意すること。 キ 撮影姿勢は、原則、立位によるものとする。立位による撮影が困難な場合は法人と協議のうえ、必要な対策を講じるものとする。 ク 撮影距離は180～200cmとする。 ケ 検査受付の要員を配置し、受診票の各項目及び「二次」欄の記入漏れがないよう、最終確認を行うこと。 コ 女性の受診者に対しては女性の技師とすること。 カ 金沢八景キャンパス及び福浦キャンパスでは、胸部検診車を2台以上配置すること。 シ 男女の受診者が混在する場合は、受診者の整理を行う要員を配置し、プライバシーに配慮すること。 ス 読影は、必ず二人の読影医が行うものとする。 セ 読影に当たって医師の判断により異常所見を認めた場合及び前年度有所見者については、前年度のエックス線写真と比較読影を行った上で最終的判断を行うものとする。（前年度のエックス線写真がない場合を除く）
(6) 血圧	ア 電子血圧計または手動血圧計を使用して測定する。 イ 測定体位は、座位とする。 ウ 測定部位は、原則として右上腕（裸腕）とする。 エ 上腕を衣類等で圧迫しないよう注意すること。 オ 1回目の測定結果で、収縮期血圧140mmHg以上又は、拡張期血圧が90mmHgであった場合、必要な安静をとった上で2回目の測定を行うこと。 カ 測定を2回行った場合は、基準値に近い値を採用し判定すること。 キ 収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上の場合、血圧値の右欄外にレ点を記入すること。
	基準値 収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上の場合

(7)	尿検査	ア 原則として、受診者は事前採尿した検体を持参することとし、各会場には当日対応用の採尿容器を準備する。 イ 随時尿や生理中でも実施する。 ウ 尿糖定性検査は、試験紙法で行うものとする。（試験紙は1+で100mg/dlが測定可能なものを用いること） エ 尿蛋白定性検査は、試験紙法で行うものとする。 オ 尿潜血検査は、試験紙法で行うものとする。 カ 判定は各試験紙所定の判定時間を守って行うこと。 キ 採尿器は清浄なものを用いること。 ク 標準比色表は正しい色調のものを用いること。 ケ 採尿の際は、最初の尿を捨て中間尿を採取するよう受診者に指導すること。 コ 蛋白（+）、糖（+）、潜血（+）の場合、値を記載した右欄外にレ点を記入する。ただし、生理中で尿潜血（+）以上の場合はM中と記載すること。	
		基準値	蛋白（+）、糖（+）、潜血（+）以上 ただし、「生理中で尿潜血（+）以上のみ」の場合、再検査は学部生4年生及び医学部医学科6年生、大学院生のみを対象とする。

2 電離放射線健康診断

受託者が通常実施している「検査方法」及び「管理（判定）区分」により行うものとする。

3 心電図検査

項目	実施方法	
	ア JIS（日本工業規格）に合格した心電計（最低限、3チャンネルと3チャンネル+リズムの測定が行え、自動解析機能付きのものとする。）を用いること。 イ 検査者は検査に熟練した者とし、女性の受診者に対しては女性の検査者が対応すること。 ウ 安静時12誘導法で行うものとし、日本循環器管理研究協議会による「心電図検査の手技」に従い、記録が正確に行われるようにすること。また、交流障害、筋電図の混入、導子・極板の接触不良、基線の動揺等が起こらないようにすること。 エ 交流障害の原因となるものは外させること。 オ 記録台紙は、健診機関独自の様式を用いるものとする。ただし、学籍番号・氏名・検査年月日が記載できる欄を設けること。 カ 記録はすべて5秒以上行うものとし、期外収縮等、異常調律が認められた場合には、必要に応じて該当する誘導について記録延長を行うものとする。 キ 診断は、循環器専門医師が行うこと。 ク 所見は日本語で記載すること。	
	基準値	「公立大学法人横浜市立大学 心電図 緊急連絡所見表（令和7～9年度版）」（別表3）を参考にする

4 B型肝炎抗原抗体検査

項目	実施方法
	ア 検査方法は、抗原検査はC L E I A-HQ法・抗体検査はC L E I A法とすること。 イ 入学時抗原抗体検査は小児感染症（4種類）抗体価検査及びT-スポット.TB検査も同時に実施するものとする。

5 T-スポット.TB検査

項目		実施方法	
		小児感染症抗体価検査及びB型肝炎抗原抗体検査も同時に実施するものとする。	
	基準値	陰性・陽性・判定保留・判定不能	

6 小児感染症（4種類）抗体価検査

項目	実施方法
	ア 検査方法は、E I A法とすること。 イ 医学部医学科1年生及び看護学科1年生については、B型肝炎抗原抗体検査及びT-スポット.TB検査も同時に実施するものとする。

成果物及び出力帳票一覧

1 定期健康診断

帳票名	仕様	時期	納品先
(1) 個人受診票（終了後）	再検査・要精査分を分け、学籍番号順に揃えること	全日程終了後10営業日以内	・保健管理センター ・(3)(4)(5)については、医学部・医学研究科は福浦キャンパスにも納品
(2) 健診結果説明資料	電子データ		
(3) 受診結果一覧表	学籍番号順に、問診項目を含めた一覧表を作成し、電子データで納品すること		
(4) 再検査・要精査者一覧表	学籍番号順に連名簿を作成し、紙媒体及び電子データで納品すること（緊急連絡対象者を含む）		
(5) 胸部X線検査有所見者一覧	精査の要否に関わらず、有所見者について、学籍番号・氏名・所見・所見を図式した胸型を項目とする一覧表を作成し、紙媒体で納品すること		
(6) 未受診者一覧表	学籍番号順に作成し、紙媒体及び電子データで納品すること	・金沢八景キャンパス終了時 ・全日程終了後速やかに	

2 電離放射線健康診断

帳票名		仕様	時期	納品先
(1)	受診票（事前納品）	法人の指定する項目を網羅した受診票を作成すること	別途指示	RI研究センター
(2)	受診票（終了後）	健診結果を記入したうえ、学籍番号順に揃えること	受診後10営業日以内	
(3)	健康診断結果通知書	個別に封緘した状態とし、学籍番号順に揃えること		
(4)	緊急連絡票	該当項目及び結果を表示したものとし、電子データで納品すること	判明次第速やかに	・保健管理センター ・RI研究センター
(5)	有所見者一覧表	学籍番号順に一覧表を作成し、電子データで納品すること（緊急連絡対象者を含む）	受診後10営業日以内	
(6)	受診結果一覧表	学籍番号順に一覧表を作成し、電子データで納品すること		

3 心電図検査

帳票名		仕様	時期	納品先
(1)	受診票	法人の指定する項目を網羅した受診票を作成すること	検査日当日	保健管理センター
(2)	有所見者一覧及び 受診票・記録用紙の写し	学籍番号順に一覧表を作成し、紙媒体及び電子データで納品すること。その際、対象者の受診票及び記録用紙の写しを添付すること（緊急連絡対象者を含む）	終了後10営業日 以内	
(3)	受診結果一覧	学籍番号順に一覧表を作成し、紙媒体及び電子データで納品すること		

4 B型肝炎抗原抗体検査及びワクチン接種

帳票名		仕様	時期	納品先
(1)	個人票（事前納品）	法人の指定する項目を網羅した個人票を作成すること	別途指示	保健管理センター
(2)	予防接種問診票（事前納品）	法人の指定する項目を網羅した予防接種問診票の作成すること		
(3)	個人結果通知書	個別に封緘した状態とし、学籍番号順に揃えること ア 入学時B型肝炎抗原抗体検査 イ B型肝炎ワクチン接種後の抗原抗体検査 T-スポット、TB検査及び小児感染症抗体価検査を同時実施している者については、結果を同封すること	終了後10営業日以内	
(4)	対象者向け資料	個人結果通知書に同封のこと		
(5)	個人票（終了後）	学籍番号順に揃えること ア 入学時B型肝炎抗原抗体検査及びワクチン接種 イ B型肝炎ワクチン接種後の抗原抗体検査		
(6)	抗原抗体検査結果一覧（検査毎）	学籍番号順に一覧表を作成し、紙媒体及び電子データで納品すること	終了後10営業日以内	・保健管理センター ・福浦キャンパス
(7)	ワクチン接種者一覧（接種毎）			
(8)	実施報告書（年度毎）	検査及び接種実施日と人数を記載し、紙媒体及び電子データで納品すること	1 月中	保健管理センター
(9)	ワクチン接種管理簿（年度毎）	学籍番号・氏名・接種日を記載し、紙媒体及び電子データで納品すること		

5 T-スポット、TB検査

帳票名	仕様	時期	納品先
(1) 個人結果通知書	個別に封緘した状態とし、学籍番号順に揃えること ※B型肝炎抗原抗体検査、T-スポット、TB検査を同時実施している者については、結果を同封すること	終了後10営業日以内	保健管理センター
(2) 対象者向け資料	個人結果通知書に同封のこと		
(3) 検査問診票	学籍番号順に揃えること		
(4) 受診結果一覧表	学籍番号順に一覧表を作成し、紙媒体及び電子データで納品すること		

6 小児感染症（4種類）抗体価検査

帳票名	仕様	時期	納品先
(1) 個人結果通知書	個別に封緘した状態とし、学籍番号順に揃えること ア 医学科医学部1年生及び看護学科1年生 イ 医学科医学部3年生	終了後10営業日以内	ア 保健管理センター イ 福浦キャンパス
(2) 対象者向け資料	個人結果通知書に同封のこと		
(3) 受診結果一覧表	学籍番号順に一覧表を作成し、紙媒体及び電子データで納品すること		・保健管理センター ・福浦キャンパス

令和7～9年度 心電図緊急連絡所見表

いずれの場合も、問診票の内容等を踏まえて専門医が判断すること

1 高度の不整脈

(1) 徐脈性不整脈

ア 洞不全症候群で次の条件をみたすもの

- (ア) 高度な洞性徐脈 (35 以下)
- (イ) 最大 R-R 間隔が 3 秒を超える場合
- (ウ) 頻脈発作を合併した場合
- (エ) 失神やめまいなどの症状を伴う場合

イ 房室ブロックで次の条件をみたすもの

- (ア) 完全房室ブロック
- (イ) Mobitz II 型 2 度房室ブロック
- (ウ) Wenckebach 型 2 度房室ブロックでも 3 秒以上の心停止を認める場合

(2) 頻脈性不整脈 (上室性)

ア 心房細動で次の条件をみたすもの

- (ア) WPW 症候群に伴う心房細動
- (イ) 150 以上の心拍のもの
- (ウ) ジギタリス中毒を疑うもの (ST 盆状低下、QT 間隔短縮)
- (エ) 停止時に 3 秒以上の心停止を認めるもの

イ 心房粗動

ウ 発作性上室性頻拍で次の条件をみたすもの

- (ア) 血圧が低下し、失神やめまいなどの症状がある場合
- (イ) 持続の長いもの
- (ウ) 心拍数が特に多いもの
- (エ) 狭心症など器質的心疾患を合併している場合

(3) 頻脈性不整脈 (心室性)

ア 心室性期外収縮で次の条件をみたすもの

- (ア) 失神やめまいなどの症状を伴う場合
- (イ) 多発し、多源性であるもの
- (ウ) 連発性の心室性期外収縮
- (エ) Ron T 型
- (オ) 運動により増悪するもの

イ 非持続型心室頻拍

ウ 持続型心室性頻拍

エ 心室細動・粗動

オ QT 延長症候群

2 虚血性所見

(1) 虚血性心疾患を疑う波形の場合、前回所見・心電図を確認し、変化があれば緊急連絡

(2) 初回検査の場合、問診票の既往歴を確認し、既往がなければ緊急連絡

(3) ST 上昇、ST 低下、deep Q、Q S パターン